

換金できない外国通貨の取引に 注意してください

国内では、換金が困難な外国通貨の取引に関するトラブルが増えています。最近では「コンゴフラン」「シリアポンド」「イエメンリアル」「ウズベキスタンスム」の取引の相談が全国の消費生活センターに寄せられるようになってきました。8月には、過去に購入した未公開株を買い取る条件として、消費者に換金が困難な外国通貨を購入させた上、未公開株も買い取らず、代金をだまし取ったとして、詐欺容疑で逮捕者も出ています。

【事例】代わりに申し込むだけでお礼をすると勧誘

A社から「B社が取り扱うコンゴフランを買えるのは個人だけだ。当社の代わりにあなたが申し込んでほしい。高額なお礼をする」と言われ、申し込むだけならと思い、B社に1口10万円を50口購入すると申し込んだ。後日、B社から「あなたが申し込んだのにA社から代金が振り込まれている。当社は会社とは取引しない。あなたの名義で振り込んでほしい」と言われた。A社に連絡すると「後で支払うから代わりに支払ってほしい」と言われ、代金の一部250万円を支払った。しかしその後もB社からの催促はやまず、A社からは代金が支払われない。



【アドバイス】

- ①外国通貨の購入・両替を勧める業者の話には一切耳を貸さず、断ってください。多くの場合、いったんお金を支払ってしまうと連絡が取れなくなり、後で返金される可能性はほとんどありません。
- ②「申し込むだけでいい」「以前買った未公開株を買い取る」「安いうちに買っておけば後でもうかる」という言葉を信用してはいけません。実際には買い取られることはまずありません。将来必ずもうかる保証もありません。
- ③過去に未公開株や社債などの投資トラブルに遭った消費者が、再び狙われるケースが目立ちます。過去に被害に遭った人は十分注意してください。
- ④このような勧誘があった場合、申し込む前に消費生活センターに相談してください。契約してしまった場合でも諦めずに早めに相談してください。

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)